

## 高知市緊急応急工事等実施事務要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、別に定める高知市小規模工事実施事務要領（平成6年庁達第1号）及び小規模工事等の実施基準（平成21年4月1日制定）に規定する対象事業費を超えて発注する緊急応急工事並びに予定価格が50万円を超える緊急委託業務（以下「緊急応急工事等」という。）に係る発注及び契約に関し、通常の手続の簡素化等、迅速な事務執行のため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において緊急性の判断条件は次の各号に掲げるものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害の発生又は発生するおそれがある場合、緊急に措置しなければ市民の生命、財産等に多大な危険又は支障を及ぼすと判断されるとき。

(2) 自然災害以外で、交通事故等の人為的な事故その他非常事態の発生又は発生するおそれがある場合、緊急に措置しなければ市民の生命、財産等に多大な危険又は支障を及ぼすと判断されるとき。

2 この要領において緊急応急工事等とは、前項の状況下にあって、即時の着手が必要と判断される次の各号に掲げるものとする。

(1) 災害等に伴う緊急応急の復旧工事として次に掲げるもの

ア 道路陥没等に伴う工事

イ 地すべり等に伴う工事

ウ 堤防、護岸等の損壊に伴う工事

エ 建物、設備等の破損に伴う工事

オ その他災害等に伴う工事として市長が認めるもの

(2) 災害等に伴う緊急の委託業務として次に掲げるもの

ア 前号に規定する復旧工事に係る測量及び設計

イ 道路等の阻害物の撤去

ウ 地すべり等の状況を把握するための観測装置の設置及び観測、警報装置の設置等

エ その他災害等に伴う委託業務として市長が認めるもの

(3) 災害等の防止のための緊急応急の工事等として次に掲げるもの

ア 道路陥没等の防止のための工事

イ 地すべり等の防止のための工事

ウ 堤防、護岸等の損壊防止のための工事

エ その他災害又は事故防止のための工事等として市長が認めるもの

### (事前協議)

第3条 緊急応急工事等を行おうとするときは、当該工事及び委託業務並びに予算を所管する課の課長（以下「工事課長等」という。）は、原則として、契約課と事前協議を行うものとする。

2 緊急応急工事等の予算措置が講じられていない場合は財政課とも事前協議を行うものとする。

(請負者の選定)

第4条 工事課長等は、緊急応急工事等を行おうとするときは、災害時の応急対策等に関する協定を締結している事業者団体等の協力を得て、高知市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格を有する者のうち、機動力、施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した事業者（以下「選定事業者」という。）を、契約課と協議、連携し選定するものとする。ただし、緊急応急工事等の内容により特定の事業者でなければ施工ができないことが明らかな場合は、当該特定事業者を選定できるものとする。

(発注手続)

第5条 工事課長等は、前条の規定により選定した事業者に緊急応急工事を発注する場合にあっては、別記様式1「緊急応急工事発注伺」（以下「別記様式1」という。）を、緊急委託業務を発注する場合にあっては、別記様式2「緊急委託業務発注伺」（以下「別記様式2」という。）を作成するものとする。

2 別記様式1又は別記様式2の決裁は、工事課長等が行うものとする。この場合において、予算措置が講じられていないものにあっては財政課に合議するものとする。

3 緊急応急工事等は、被害の最小化や緊急の応急復旧の観点から、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。」）によることとする。

4 工事課長等は、別記様式1又は別記様式2の「選定理由」欄に、選定事業者を前項の随意契約の相手方とした具体的な理由を記載するものとする。

5 別記様式1又は別記様式2の決裁完了後、工事課長等は当該決裁文書に工事又は業務の内容（工法、数量、図面等）、設計金額及び工期又は履行期間についての概要・概算内容を添えて、契約課に契約手続を依頼するものとする。

6 契約課長は、緊急応急工事等の契約手続にあっては、高知市契約規則（昭和40年規則第4号。以下「規則」という。）第30条の3の規定に基づき、あらかじめ予定価格を定め、予定価格調書を作成するものとする。

7 予定価格調書の作成後、契約課は選定事業者から速やかに見積書を徴取し、工事内容等の変更を前提とする暫定契約（以下「暫定契約」という。）を締結するものとする。

(暫定契約の方法)

第6条 緊急応急工事又は緊急委託業務に係る暫定契約は、工事請負契約書においては「当初において暫定契約とする特約条項」（別記様式3）を、業務委託契約書においては「当初において暫定契約とする特約条項」（別記様式4）を付記して締結する。

(契約保証)

第7条 暫定契約の受注者は、規則第39条第4号の規定により契約保証は求めないものとする。

(契約締結以後の事務手続)

第8条 暫定契約締結後の事務手続は、規則その他関係規定に基づき行うものとする。

(変更契約)

第9条 暫定契約を締結した緊急応急工事については、受発注者双方が可及的速やかに現場状況の把握に努め、受発注者間で十分に変更内容について協議を行った上で、建設工事請負契約書第18条及び第19条の規定に基づき、工事内容、請負代金額、工期等について精査し、変更契約を締結する。

2 暫定契約を締結した緊急業務委託については、受発注者双方が可及的速やかに現場状況の把握に努め、受発注者間で十分に変更内容について協議を行った上で、業務委託契約書第16条及び第17条(建築設計Aタイプにおいては第19条及び第20条)の規定に基づき、業務内容、業務委託料、履行期間等について精査し、変更契約を締結する。

3 前2項に規定する変更後の請負代金額又は業務委託料の決定に用いる請負率は、暫定契約締結時の見積書記載価格と請負対象金額との比率により算定し、以後の変更契約においても、その請負率を適用する。

(工事成績評定)

第10条 この要領に基づき発注する緊急応急工事等は、高知市工事成績評定実施要綱(平成21年4月1日制定)及び高知市土木・建築設計等委託業務評定要綱(平成21年4月1日制定)の対象としない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、緊急応急工事等の事務処理に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 別記様式 1

## 緊急応急工事発注伺

起案日	・ ・	決 裁	係	係長	課長補佐	課長
決裁日	・ ・					
課名		監督職員	職名	氏名		
次のとおり緊急応急工事を施工したいので、下記業者に発注してよろしいか。						
工事名						
工事場所	高知市					
工事予定日数						
工事見込額						
工事概要						
施工理由						
業者名						
選定理由						
備考	陳情者等 別紙位置図参照					

## 別記様式2

## 緊急委託業務発注伺

起案日	・ ・	決 裁	係	係長	課長補佐	課長
決裁日	・ ・					
課名		監督職員	職名	氏名		
次のとおり緊急委託業務を実施したいので、下記業者に発注してよろしいか。						
業務名						
業務場所	高知市					
業務予定日数						
業務見込額						
業務概要						
委託理由						
業者名						
選定理由						
備考	陳情者等 別紙位置図参照					

### 別記様式 3

#### 当初において暫定契約とする特約条項

- 1 本契約は、緊急応急工事の初期活動を円滑に実施するため、当初は暫定契約として締結するものとする。
- 2 受発注者の双方は、出来るだけ速やかに現地状況の把握に努め、その内容に基づき、発注者は概要版である設計図書の内容を補完し、受発注者間で変更内容について十分協議を行った上で、契約を変更するものとする。
- 3 当初契約から 2 の変更契約までの期間においては、建設工事請負契約書中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定工期」と読み替えるものとする。
- 4 本契約の「設計図書」については、現場説明書を省略できるものとする。
- 5 本契約において、受注者は建設工事請負契約書第 3 条第 1 項に規定する工程表の提出を省略できるものとする。
- 6 本契約において、建設工事請負契約書第 35 条第 1 項中「なお、請負代金額が 200 万円に満たないときは、受注者は、前払金を請求することができない。」の規定は適用しないものとする。

## 別記様式 4

### 当初において暫定契約とする特約条項

- 1 本契約は、緊急委託業務の初期活動を円滑に実施するため、当初は暫定契約として締結するものとする。
- 2 受発注者の双方は、出来るだけ速やかに現地状況の把握に努め、その内容に基づき、発注者は概要版である設計図書の内容を補完し、受発注者間で変更内容について十分協議を行った上で、契約を変更するものとする。
- 3 当初契約から 2 の変更契約までの期間は、業務委託契約書中「業務委託料」とあるのは「概算業務委託料」と、「履行期間」とあるのは「暫定履行期間」と読み替えるものとする。
- 4 本契約の「設計図書」については、現場説明書を省略できるものとする。
- 5 本契約において、業務委託契約書第 33 条第 1 項（建築設計 A タイプにおいては第 34 条第 1 項）中「なお、業務委託料が 200 万円に満たないときは、受注者は前払金を請求することができない。」の規定は適用しないものとする。